

派遣先所属 岩手県収用委員会事務局 氏名 横田 良二（よこた りょうじ）  
派遣期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

## 1 派遣業務の内容

私の派遣先は、岩手県庁内にある「岩手県収用委員会事務局」です。

収用委員会、その事務局とは、何をどのようにしているのか知らない方が多いと思いますので、簡単に説明いたします。

日本国憲法では、私有財産権を保障する一方で、正当な補償の下で公共のためにこれを用いることができる旨を定めています。

公共事業に必要な土地は、通常、事業者（起業者）と土地所有者が話し合い、合意・契約の上、取得しています。しかし、何らかの事情によりどうしても任意取得できない場合には、私有財産と公共の利益との調整を図り、国土の適正で合理的な利用の観点から土地を強制的に公共の用に供することができるとする「土地収用制度」が定められています。

事業者は、事業計画が土地の適正で合理的な利用に当たるか、収用が公益上必要なものかなどを判断する『事業認定』を受けたうえで、各都道府県に置かれた収用委員会に対し、『収用裁決の申請』を行います。

収用委員会では、事業者や土地所有者（関係人）から審理により意見を聞いたり、独自に調査を行い、収用する土地の区域や損失補償額などについて裁決（収用裁決の申請から裁決までは、岩手県の過去 10 年の平均では約 8 ヶ月）します。これらの手続きを経て、事業者は土地を取得し、又は使用することができるようになります。

収用委員会事務局とは、収用委員会委員（7 名の識者で構成）のために、土地収用法で定める各種事務手続きを行うところです。例えば、事業者から収用裁決申請がされると、土地所有者（関係人）に収用裁決申請があった旨の通知を行い、あわせて、土地所在地の市町村長に収用裁決申請があった旨の公告と関係図書の縦覧を依頼します。また、事業者、土地所有者（関係人）あて、審理開催の通知を行います。収用委員会で審理を実施したり、裁決を行うためには、収用委員会の委員が収用事件の内容を正確に把握する必要があります。そのため、委員の現地調査を実施したり、損失の補償の方法・補償額が適切であるかを検証したり、委員会の会議資料の作成等色々な仕事があります。

現地調査の様子（ダム建設予定地）



あいにくの雨、そして急斜面

（高速道路予定地）



収用対象地は、墓地です

## 2 現在の状況

当収用委員会事務局では、東日本大震災津波の復旧事業による収用事件の増加に備えるため、平成 25 年度から職員を 2 名増員（私も、その 1 人で、もう 1 人の方も埼玉県職 OB です。）し、現在は事務局長以下 5 人体勢としました。

しかし、平成 25 年 4 月 1 日現在での取扱中の収用事件は 3 件でした。4 月中には、東日本大震災関係の復興道路（起業者国土交通省）を受領しましたが、復興支援道路（平成 24 年度受理、起業者国土交通省）とともに、現在ではどちらも起業者の努力により任意での土地取得が完了し、収用事件は終了しました。

また、10 月には 1 事件を裁決したため、現在取扱中の収用事件は 2 件となりました。今年度からは復興事業も加速し収用事件の増加が見込まれていましたが、今のところ、ダム事業（起業者岩手県・6 月受理）、海岸保全施設（防潮堤・起業者岩手県・12 月受理見込み）、復興道路（起業者国土交通省・4 月受理・終了）の 3 件で、当初の予定（7 件）より少なくなりそうです。

岩手県復興局で作成した「復興実施計画の進捗状況」（平成 25 年 10 月現在）の一部を表にしました。

### ○ 海岸保全施設の復旧・整備状況

事業主体	復旧・整備計画箇所数	着手箇所数	完了箇所数
県	106 箇所	67 箇所	16 箇所
市町村	29 箇所	3 箇所	1 箇所
合計	135 箇所	70 箇所	17 箇所

※ 社会資本の復旧・復興ロードマップ（平成 25 年 8 月 8 日公表）に掲載されている海岸保全施設を集計しています。

### ○ 復興道路整備事業

路線名	計画延長 (km)	供用中		供用中+事業中	
		延長 (km)	率 (%)	延長 (km)	率 (%)
三陸沿岸道路	213	52	24 %	213	100 %
東北横断自動車道釜 石秋田線	80	54	68 %	80	100 %
宮古盛岡横断道路	100	8	8 %	66	66 %
合 計	393	114	29 %	359	91 %

予定より収用事件の申請が少ない理由としては、東日本大震災発生から2年6ヶ月が過ぎ、被災地では色々な復旧工事に着手していますが、事業計画の決定していないもの、用地調査の完了していないもの等があるからです。用地調査が完了しない理由としては、土地登記簿に氏名は記載されているが住所の記載がないもの。明治のころから相続登記がされておらず、土地所有者が確定できないもの、所有者の所在が確認できないもの等があるようです。

復興庁では、難航する土地の取得を早期に解決するため、財産管理人制度の活用や土地収用手続の改善を内容とする「用地取得加速化プログラム」を策定するなど環境の整備は整えられつつありますが、用地取得の最前線では、困難事案に取り組むための担当職員の不足などがあり、収用裁決申請のための調査・資料作成まで手が回らないことが実情のようです。

このようなことから、土地の取得困難な案件を、「土地収用制度」を利用して解決しようとしても、その準備が整わないことから収用裁決申請ができないようです。

### 3 終わりに

私は、最近の各種報道では、以前より東日本大震災津波関係の報道が少なくなっていると感じています。沿岸地方にでかけたときに被災地を見ると、被災地の復旧（生活再建）は、まだまだ遠い道のりであると感じています。

皆さんにはこれからも、東北・被災地のことに関心を寄せていただけるようお願いいたします。